

令和3年度高等学校等奨学生募集要項

〒030-8540

青森市長島一丁目1番1号

青森県教育庁教職員課内

公益財団法人青森県育英奨学会

1 趣旨

本会の奨学金は、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学が困難な生徒に対して貸与し、もって本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的としています。

2 申込資格

高等学校等の本科及び専攻科に在学し、次の各号のすべてに該当する場合に申込みができます。

- (1) 青森県人の子弟であること。(保護者が青森県の住民)
- (2) 高等学校又は専修学校(高等課程)に在学中の者であること。
- (3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること。
- (4) 学資の支弁が困難であると認められること。

※1 専修学校(高等課程)は本会の資格要件を満たす学校のみが対象です。

※2 高等専門学校(独立行政法人八戸工業高等専門学校等)は、本会の奨学金の貸与対象となりませんので、日本学生支援機構等にご相談してください。

3 採用人員 約700人(予定)

4 奨学金の貸与月額

次のうち、奨学生が必要に応じて希望する金額

ア:18,000円 イ:23,000円 ウ:30,000円 エ:35,000円

5 貸与期間 令和3年4月から最短修業年限

6 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

- (1) 奨学金は、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に全額返還することになります。

なお、利子は無利子です。

- (2) 奨学金の返還方法は、年賦、半年賦、月賦等の割賦のいずれかになります。

<返還の例>(3年間貸与した場合)

貸与月額	貸与総額	返還年数	月賦の場合		半年賦の場合		年賦の場合	
			金額	回数	金額	回数	金額	回数
18,000円	648,000円	9年	6,000円	108回	36,000円	18回	72,000円	9回
23,000円	828,000円	9年	7,666円 (7,738円)	108回	46,000円	18回	92,000円	9回
30,000円	1,080,000円	9年	10,000円	108回	60,000円	18回	120,000円	9回
35,000円	1,260,000円	9年	11,666円 (11,738円)	108回	70,000円	18回	140,000円	9回

()は、最終回に返還する金額

7 連帯保証人及び保証人

連帯保証人：青森県内に住所を有する親権者(父母)又は後見人(未成年者を除く。)

保証人：本人と独立の生計を営む者(未成年者を除く。)であって、原則として本人の4親等以内(父母を除く。)の親族で、貸与終了時65歳未満の保証能力のある者

8 申込方法 県内の各高等学校に配布してある「高等学校等奨学金申込書」等に所要事項を記入し、所得課税証明書等を添付して在学する学校へ提出してください。

9 提出書類

- (1) 高等学校等奨学金申込書
- (2) 確認書・振込口座届
- (3) 最近の所得課税証明書等（本人と同一生計のうち収入がある者全員と保証人の給与収入又はその他の所得、所得控除人員、控除額が明記してあるもの：住所地の市町村役場で発行しています。）
※ 本会及び学校が推薦・選考のために他の書類を求める場合があります。

10 書類提出期限 本会の提出期限は令和3年4月28日（水）必着ですが、学校で取りまとめの上、本会へ提出しますので学校の指示に従ってください。

11 選考 学業・人物・家計の総合判定（書類審査）による選考となります。

12 採用決定の通知 6月上旬に学校長を通して通知する予定です。

13 収入及び成績の基準

(1) 収入のめやす

	給与所得の場合（収入金額・税込み）		給与外所得の場合（収入金額－必要経費）	
	国・公立	私立	国・公立	私立
3人世帯	604万円以下	636万円以下	225万円以下	247万円以下
4人世帯	627万円以下	658万円以下	241万円以下	263万円以下

※ 家族構成や家計の状態によって異なります。詳しくは、在学する学校へお尋ねください。

(2) 成績のめやす

- ・ 高校における学習成績の評定平均値が3.0以上であること。
- ・ 高校における学習成績が未評定である場合は、中学校最終学年の学習成績の評定平均値が3.0以上であること。
※ 原則3.0以上の生徒が対象ですが、家庭状況又は学習意欲によっては3.0未満であっても出願できます。

※ ただし、選考の結果、採用にならない場合があります。

14 高等学校奨学金通学費等返還免除制度のお知らせ（専攻科を除く。）

高校在学中の通学費等にかかった経費について奨学金の返還を一部返還免除する
高等学校奨学金通学費等返還免除制度があります。
(奨学金借入額－返還免除額＝奨学金返還額)

- 対象者：本会の高等学校奨学生のうち、次のすべてに該当する者
 - (1) 奨学生の属する世帯が市町村民税所得割非課税世帯であること。（生活保護法による生活扶助を受給している世帯を除く。）
 - (2) 通学費では1月あたり1万円、下宿費（寮を含む。）では1月あたり1万2千円のいずれか超える額を負担していること。※ 市町村から通学費等に係る支援を受けている場合は、それを差し引いた本人負担額による。
- 対象経費等：次による通学費等の1月あたりの実費相当額
 - (1) 電車、バス、スクールバスによる通学費（回数券、バスカードは不可）
 - (2) 下宿費又は寮費
- 返還免除額：奨学金の貸与月額又は通学費等の1月あたりの実費相当額（千円未満の端数切捨て）のいずれか低い方の額から、通学費では1月あたり1万円、下宿費又は寮費では1月あたり1万2千円を差し引いた額
※ 購入した全ての通学定期券等や契約書のコピーが必要になります。
※ 詳しくは県庁HP [通学費等返還免除](#) で検索ください。

15 問い合わせ 在学する学校へお願いします。